

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針

本市では、景観形成の目標実現に向け、関連する各種法令に基づいて継続的に景観コントロールを行うとともに、景観法に基づく以下のような施策を活用して、市内に立地する景観資源の保全を検討します。

5-1 景観重要建造物指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

本市固有の歴史・文化・産業・にぎわいなどを象徴し、地域のシンボルとして市民に親しまれている下記に示すような建造物を『景観重要建造物』として指定し、保全・活用を図ります。

景観法第19条第3項の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物は、景観重要建造物に指定できません。

【景観重要建造物指定の方針】

下記のような建造物について『景観重要建造物』の指定を検討します。

- 以下の特徴を持ち、周辺の景観形成に重要な建造物
 - ・ 歴史的・文化的な価値や趣のある建造物
 - ・ にぎわいを感じ、地域の活性化に資する建造物
 - ・ 優れたデザインであり、地域のシンボルとして認識されている建造物
 - ・ 本市における今後の景観形成に重要な建造物
- 周辺から良く見える建造物
- 市民に良く知られ、親しまれている建造物
- 所有者が保全していく意向を持っている建造物

2. 景観重要建造物の指定に係る手続き

景観重要建造物に指定されると、所有者は適切に維持・管理していくことが義務付けられるほか、改築・修繕を行う際に市長の許可が必要となります。そのため、景観重要建造物の指定に際しては、市は所有者と十分協議し維持・管理・活用について内容を定め、所有者から同意を得ます。

また、良好な景観の形成に重要な建造物の所有者は、景観法第20条の規定に基づいて、当該建造物を景観重要建造物として指定することを市に提案することができます。

3. 景観重要建造物の保全・活用の方針

景観重要建造物の所有者は、当該建造物の景観が損なわれないように維持・管理していくことが必要です。

市は、景観重要建造物の維持・管理を支援するとともに、周辺の良好な景観づくりや建造物の活用について検討します。

5-2 景観重要樹木指定の方針

1. 景観重要樹木の指定の方針

本市の景観形成に重要な樹木を『景観重要樹木』として指定し、保全・活用を図ります。

景観法第28条第3項の規定により、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木は、景観重要樹木に指定できません。

【景観重要樹木指定の方針】

下記のような樹木について『景観重要樹木』の指定を検討します。

- 以下の特徴を持ち、周辺の景観形成に重要な樹木
 - ・地域のシンボルツリーとして認識されている樹木
 - ・歴史やいわれのある樹木
 - ・優れた樹勢をもっている、又は美しい花をつけるなど特徴的な樹木
 - ・本市における今後の景観形成に重要な樹木
- 周辺から良く見える樹木
- 市民に良く知られ、親しまれている樹木
- 所有者が保全していく意向を持っている樹木

2. 景観重要樹木の指定に係る手続き

景観重要樹木に指定されると、所有者は適切に維持・管理していくことが義務付けられます。そのため、景観重要樹木の指定に際しては、市は所有者と十分協議し維持・管理・活用について内容を定め、所有者から同意を得ます。

また、良好な景観の形成に重要な樹木の所有者は、景観法第29条の規定に基づいて、当該樹木を景観重要樹木として指定することを市に提案することができます。

3. 景観重要樹木の保全・活用の方針

景観重要樹木の所有者は、当該樹木の景観が損なわれないように維持・管理していくことが必要です。

市は、景観重要の樹木の維持・管理を支援するとともに、周辺の良好な景観づくりや樹木の活用について検討します。

【参考：景観重要建造物・景観重要樹木に指定されると】

○当該建造物・樹木の所有者の方

- ・建造物・樹木を適切に維持・管理する義務が生じます
- ・建造物・樹木の現状変更に対して規制がかかります
- ・維持・管理に対する支援等を受けることができますようになります

○安中市

- ・所有者に対し維持・管理の勧告や現状変更への規制を行います
- ・建造物・樹木の管理に対し、支援を行います